

# 石油諸税と消費税の二重課税 (TAX on TAX) について

## 1. 消費税の創設時及び税率引き上げ時の石油諸税の扱い

### (1) 消費税の創設時

- 平成元年の消費税創設時には、「公平・中立・簡素」の観点から、石油諸税を除く全ての個別間接税について廃止もしくは軽減措置（調整併課）を実施

廃止されたもの：物品税、電気税、ガス税、砂糖消費税等

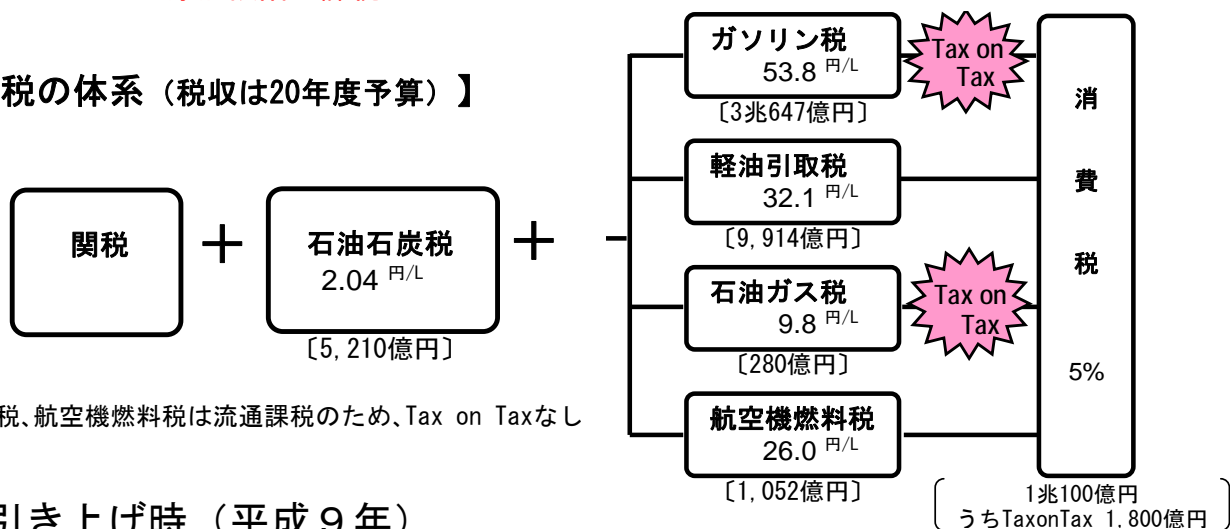
軽減されたもの：酒税、たばこ消費税、料飲税等

- **石油諸税だけは特定財源であることを理由に、廃止・軽減など何らの措置も実施されず**

- この結果、ガソリン税、石油石炭税、石油ガス税などは消費税と二重課税 (Tax on Tax) されることとなった

← 原油段階の課税 →      ← 石油製品段階の課税 →

### 【石油諸税の体系（税収は20年度予算）】



(注) 軽油引取税、航空機燃料税は流通課税のため、Tax on Taxなし

### (2) 税率引き上げ時（平成9年）

- 消費税創設時と同様に、軽減など何らの措置も実施されず

平成9年度自民党税制大綱（平成8年12月）より

『個別間接税（石油、酒、たばこ）のあり方については、将来における消費税のあり方をもにらみつつ、適切な調整を含めて総合的に検討するものとする。』

## 2. 石油に係る消費税の現状と消費税率が引き上げられた場合の税負担(試算)

